

島原市報道資料

平成26年3月17日

報道関係者 各位

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について

このことについて、下記のとおり指名停止を行うことになりましたので、お知らせします。

記

指名停止 業者名	東洋熱工業（株）九州支店 （福岡市博多区博多駅前4-13-11）	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項（別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為）該 当	鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注 に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の 利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限 したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条 第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。		
指名停止 業者名	三建設備工業（株）長崎営業所 （長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビ ル新館）	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項（別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為）該 当	鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注 に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の 利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限 したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条 第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。		
指名停止 業者名	ダイダン（株）長崎営業所 （長崎市出島町1-14 出島朝日生命青 木ビル8階）	指名停止 の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由 島原市入札参加資格 者指名停止の措置基 準第2条第1項（別 表第2第4号 独占 禁止法違反行為）該 当	鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注 に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の 利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限 したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条 第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。		

指名停止業者名	新日本空調（株）九州支店 （福岡市博多区上呉服町10番1号 三井博多ビル）	指名停止の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由	<p>島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項（別表第2第4号 独占禁止法違反行為）該当</p> <p>鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。</p>		

指名停止業者名	（株）朝日工業社 九州支店 （福岡市中央区警固2丁目17-6）	指名停止の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由	<p>島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項（別表第2第4号 独占禁止法違反行為）該当</p> <p>鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。</p>		

指名停止業者名	（株）三晃空調 九州支店 （福岡市中央区大名2-4-22）	指名停止の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由	<p>島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項（別表第2第4号 独占禁止法違反行為）該当</p> <p>鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。</p>		

指名停止業者名	高砂熱学工業（株）長崎営業所 （長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル）	指名停止の期間	平成26年3月17日から 平成26年7月16日まで 4か月間
理由	<p>島原市入札参加資格者指名停止の措置基準第2条第1項（別表第2第4号 独占禁止法違反行為）該当</p> <p>鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の受注に関し、共同して相互にその取引活動を拘束し遂行することによって公共の利益に反して、当該工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したことから平成26年3月4日、公正取引委員会から独占禁止法第74条第1項の規定に基づく刑事告発を受けたための措置。</p>		

以上



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当： 契約管財課

契約検査班 谷口修二

電話：0957-63-1111（内線263）

E-mail：keiyaku@city.shimabara.lg.jp